

故郷や応援したい自治体に寄付すれば、居住している自治体に納める個人住民税や所得税が控除（減税）される「ふるさと納税」の仕組みを巡り、寄付を集めるための自治体の[返礼合戦]が過熱していることを受け、高市総務大臣は、高額な特産品のプレゼントなどの自粛を求める異例の通知を出した。

同通知は、控除の上限を拡大する2015年度税制改正関連法が3月31日に成立したことを受け、4月1日に出された。

① 高額な特産品や換金性の高いプリペイドカードを送ること ② お礼の品の価格を表示して寄付を募ること ―― などの自粛を要請する内容となっている。

総務相は4月3日の記者会見で、ふるさと納税はあくまで対価を求めない寄付であるとし、「趣旨に反するような返戻品の送付は自粛してほしい」と述べている。そのうえで、お礼の品を受け取ると、一時所得になり、1年間で50万円を超えると所得税として課税されると注意を喚起した。

同省によると、2014年度のふるさと納税の寄付額は141億円で、2009年度から倍増した。一方、自治体がお礼の品を競い合う様子も見られ、牛1頭分の肉など高額なものも出現しているため、疑問の声が出ている。

(2015/04/05 読売新聞から)